定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

■問合せ　福祉介護課☎029−885−0340（内）104

令和５年所得に比べ令和６年所得が減少した等の理由により、令和６年度に実施した当初調整給付金の支給額に不足が生じた方や、定額減税の対象外かつ低所得世帯を対象とした給付の恩恵を受けていない方を対象に、定額減税補足給付金（不足額給付）を支給します。
詳細は村ホームページ「定額減税補足給付金（不足額給付金）」をご覧ください。

▲村ＨＰ「定額減税補足給付金（不足額給付金）」

対象者・給付額

不足額給付１

■対象者　令和６年度の当初調整給付の給付額に不足が生じた方
例）・令和５年分所得よりも令和６年分所得が減少した
・令和５年分所得はなかったが、就職などにより令和６年分所得がある
・令和６年中に子どもの出生などにより、扶養親族が増えた
・当初調整給付後に修正申告し、令和６年度住民税所得割額が減少した

■給付額　**本来の給付額－当初調整給付の給付額＝不足額給付（１万円単位切上げ）**

不足額給付２

■対象者　以下のすべての要件を満たす方
①令和６年分所得税および令和６年度住民税所得割の定額減税前の税額が０円
②税制度上の扶養親族になれない（事業専従者または合計所得金額48万円超の方）
③令和５年度・令和６年度低所得世帯向け給付の対象外

■給付額　**原則４万円（令和６年１月１日時点で国外居住者は３万円）**

※納税義務者本人の合計所得が1,805万円を超える方は対象外です。
※令和７年１月２日以降に転入された方は、令和７年１月１日時点に住民登録のあった市区町村へお問合せください。

申請方法

▶支給のお知らせ（圧着はがき）が届いた方
申請の必要はありません。通知に記載の口座に振込みます。

▶確認書（封書）が届いた方
令和７年８月14日以降に対象者に郵送しています。必要事項を明記の上、必要書類とともに同封の返信用封筒で返信してください。

▶申し出が必要な方
支給のお知らせ・確認書が届かない人で、「不足額給付１」の対象だと思われる方または「不足額給付２」の対象の方は、給付金窓口までお問い合わせください。

◇申請期限　**令和７年10月31日（金）**※郵送の場合は当日消印有効

問合せをする際の留意事項

・給付金担当窓口またはお電話でお問い合わせをいただいた場合、回答に数日要する場合がありますのでご了承ください。
・不足額給付に関する書類が届いている場合は、ご本人のみ対応可能な内容もありますので、原則ご本人からご連絡いただきますようお願いします。